

# 第5回秋田県たばこによる健康被害防止対策検討委員会

## 議事概要

- 1 日 時 平成30年11月20日(火) 午後3時30分～5時30分
- 2 場 所 ルポールみずほ(秋田市)
- 3 委員の出席  
出席委員数: 10名
- 4 報 告  
秋田県健康づくりに関する調査  
平成30年度事業所等の受動喫煙防止調査速報について
- 5 協議・意見交換  
検討委員会の意見について

## 議 事 概 要

開会宣言、健康福祉部次長のあいさつの後、三浦委員長が進行した。

### ○三浦委員長

回を重ね、5回目の検討委員会となる。今回が最後の検討委員会なので、ぜひ、それぞれのお立場で積極的な御意見をお願いしたい。

先日、日本禁煙学会に参加し、情報を色々仕入れてきた。東京都条例の子どもを守る考え方について非常に良い考え方であると高い評価がある一方、国の法律では、少し例外が多すぎるのではないかと、もっと分かりやすく、皆さんに分かっていただけるよう法律を条例で補うこと、また、大きなものほど進むのが遅いので、オリンピックに間に合わせれば良いというだけでなく、その先も続けていかれるような対策を取って欲しいということになっていた。

健康増進法の一部改正により、京都の55.5%の店が禁煙になるそうである。京都はそこまで進んでいる。秋田県も国の法律で行き渡らないところについて、検討委員会として意見書を出すことになる。

加熱式たばこの問題についても色々出てきている。通常のたばこと同じように考えて、有害なものは有害であり、例外は認めない方が良いのではないかと。

皆さんから御意見をいただけてまいりたい。

～「次第2 報告」 秋田県健康づくりに関する調査「平成30年度事業所等の受動喫煙防止に関する調査」速報について、「次第3 協議・意見交換」検討委員会意見について、資料により事務局から報告のうえ、意見交換を実施した。～

前回までの検討委員会で、受動喫煙防止に関して県独自の規制が必要であるという御意見、その他様々な御意見をいただいている。資料2は体裁としてまとまっており、検討委員会として、たばこによる健康被害防止対策の今後の方向性について意見をまとめてまいりたい。また、その中に具体的なものも入れていきたい。

御意見はいかがか。

先ほどのアンケートでは、罰則をつけないという方がやや上回る結果であった。罰則と言っても色々ある。例えば、罰則の発動には段階があるそうである。指導、勧告、命令、施設名や組織名の公表等があり、その後罰金となる。国も東京都も罰金（過料）があるが、罰則を発動する経過でだんだんと浸透していくという考え方もあるようである。そのあたりに関する御意見もいただきたい。

順を追って見ていきたい。

小学校、中学校、高等学校、大学、保育所などの児童福祉施設、幼稚園、社会福祉施設（児童福祉施設を除く）、医療機関、行政機関については、敷地内禁煙の推進でよろしいか。

—委員からの御意見特になし—

### ○三浦委員長

3 ページ、民間の会社や事業所は原則屋内禁煙でよろしいか。法律で喫煙室内でのみ喫煙可であるが、追加する意見はあるか。

葉たばこも加熱式たばこも、吸っている方、受動喫煙に関しても、有害性は同じであるので、秋田県としてはどちらも喫煙室内でのみ可という形でいかがか。加熱式たばこを吸っている方は禁煙しているかのように錯覚されている。一酸化炭素はあまり出ず、見た目の煙やたばこ臭さは少なくなっているが有害である。アメリカでは禁止されている。秋田県としても加熱式たばこは紙巻きたばこと同様に扱うことに反対の委員はいらっしゃるか。

### ○阿部委員

言葉について確認したい。ここに「原則」がついているが例外はあるのか。

### ○事務局

国の法律で、喫煙専用室を設けることが出来るとされているので「原則」がついているものとする。

### ○三浦委員長

民間の会社や事務所については、原則屋内禁煙、喫煙室内でのみ喫煙可ということでよろしいか。

次に飲食店について御意見を伺いたい。

東京都では従業員を守る観点から従業員のいる飲食店では禁煙にしている。たばこを吸っても良いとするのであれば、未成年者やたばこを吸わない方を守る必要がある。

また、たばこを吸えるかどうかはつきりさせるという御意見もあった。県の受動喫煙防止対策ガイドラインでも表示の例を示しており、ステッカーを作成している。例えばこういうステッカーで掲示していただく等、はつきり店の姿勢を示すようにしたらどうかと考える。

### ○田村委員

はっきりさせる時は、例えば大きさを指定するなど工夫ではっきり度の合いを変えることができるのではないか。分からずに入ることのないよう、大きさや貼る場所など、指定をすることを意見とすることは出来るか。

また、従業員を守る中では、知らずにバイトに応募してきてくれる若い方々、女性の方々に告知することを義務づける若しくは努力義務等はできるか。そういうところで見られるようにしたらどうか。

### ○長澤委員

飲食業の業界では、かなり以前から「禁煙」、「喫煙可能」と、選択肢のあるステッカーを配り、各店舗で貼っている。自分の店も、店の前の立て看板と入口に「喫煙出来ます」を貼っている。お客様はそれを御覧になって来店している。

吸う方、吸わない方の比率は半々くらいと感じている。吸われる方もかなり周りへの配慮があり、隣の席や周りのお客様にたばこを吸う時には吸っても良いか聞く等、配慮されている。たばこを吸わない方も入ってこられた時に、なるべくたばこの煙の届かない席をお願いしますと主張されており、そういう意味ではお互い共存できている。

先日の新聞でも出ていたが、喫煙者の方が罪悪感のせい、あまり自分から意思表示できない感じが最近見受けられる。ここで吸っても大丈夫か、おそろおそろ聞いてこられる。逆に、吸われない方が大丈夫ですよとある程度、理解を示してくださり、大変助かっている。

お酒がメインのお店なので、ある程度、吸う方、吸われない方、お互い理解されて入ってこられる方がほとんどである。

食べ物がメインの飲食店を見ると、もう、だいたい施設内禁煙にされている。ただし、別室で喫煙室を設けているので、その点は周知徹底されているのではないかと感じている。

### ○三浦委員長

店の中には灰皿を置かず、外に灰皿を設置するという誘導もあり得るのですね。

### ○長澤委員

ある程度、周りに配慮して吸われる方と、周りを気遣ってあえて外に行つてたばこを吸われる方がいらっしゃる。

### ○阿部委員

以前飲食店においては「禁煙」とすることで経営に影響が出ると伺った。そう考えると飲食店で選択する余地があるとすれば、現状と変わらないのではないかと。

### ○長澤委員

ルールには従うと言っているが、現状として小規模店舗が多いので対策をしたくてもできないお店がほとんどである。吸われない方が入れるお店ということもあるが、吸う方が入れるお店、スペースはどこにあるのか。小さなお店では、なかなか分煙は状況として難しいところがほとんどではないかと考える。

### ○三浦委員長

(小さなお店では) 喫煙室のスペース自体が惜しいくらいだろう。(たばこの煙が) 漏れるのが普通なので現実的ではない。飲食店においては、従業員、未成年者、子どもさん、妊産婦さん、受動喫煙の影響が大きく出るような方には特段の配慮が必要である。

### ○長澤委員

ある程度マナーの向上は見受けられる。お酒メインのお店に限っては、従業員に未成年者はほとんどいない。食べ物屋さんには、学生さんもいるのでその辺の配慮が必要かとは思ふ。例えば、エリアを限定すると川反あたりでは、お酒がメインで未成年者はほとんどいないと思う。一概には言えない。

### ○三浦委員長

スナックやバー等、たばことお酒がセットのお店もある。日本禁煙学会で風俗営業法の管轄になる場所ではある程度、緩くしても良いのではないかという意見があった。

### ○長澤委員

お客様の御意見として、普段は吸わないがお酒が入ると吸いたくなり、それがその方の楽しみである。なるべく楽しみを奪わないでいただきたいということが御意見としてある。

### ○三浦委員長

たばこを吸えると明記していただくことか。それともそういう所も喫煙室を作った方が良いか。

### ○長澤委員

バー等に限っては、喫煙できますと表示されているお店が多いかと思う。川反あたりのお店を御覧になっていただければ、業界では青色のステッカーで禁煙、喫煙と表示されている。

○三浦委員長

法律改正や条例ができた場合でも、そういう所はあまり影響がないということか。

○長澤委員

条例が決まってしまうと、今は喫煙可能なところが吸えなくなったりした場合、困る。

○三浦委員長

たばこを吸わない人が「喫煙可」のお店に入ったら、その人の責任ということになるか。

○長澤委員

結局は、たばこを吸う人とお酒を一緒に飲めないということになる。喫煙者と一緒にいらっしやった非喫煙者の方は、そのあたりは理解されていると思う。喫煙者も申し訳ないと思いながら吸われていると思うが、お互いに共存できるスペースとして理解されている。

○田村委員

確認であるが、飲食店について、基本的には、禁煙か喫煙、どちらかを必ず選ばなくてはいけない、二者択一と理解してよいか。

○三浦委員長

喫煙室を作ったお店もある。例えば、加熱式たばこについては喫煙室で喫煙しながら飲食可能というケースもある。

○田村委員

基準を満たした喫煙室を作っていれば、そこは喫煙可というステッカーになるか。

○三浦委員長

喫煙室がある場合は、喫煙室ありとなる。

○田村委員

それはどのようにしたら分かるのか。すべてのパターンが分かれば良いのではないか。パターンが分かれば選択できるが、分からないことが問題ではないか。

○長澤委員

100%ではないが、業界ではステッカーを貼ることを推奨している。ステッカーはいくつかパターンがあり、喫煙、喫煙室あり、禁煙、時間帯による禁煙、などである。

#### ○田村委員

それを県の条例で決めることは出来るのか。

#### ○事務局

国の改正法の中では喫煙できる場所には掲示の義務が生じる。

法律では、行政機関、医療機関等は第1種施設、飲食店や事務所などは第2種施設として位置づけられている。第2種施設については、原則屋内禁煙とされており、基準は今後示される見込みだが、基準にあった喫煙専用室、加熱式たばこ専用室を設けることができる。この場合、たばこを吸える場所であることの表示を掲示することとされている。また、表示の大きさや掲示する場所についても、国で検討されており、今後示される見込みである。

既存の飲食店のうち、経営規模として資本金5,000万円以下、かつ客席面積が100㎡以下については、喫煙可能か、屋内禁煙かを選択できる。こちらも同様に喫煙可能となれば表示を掲示することになっている。

表示に限っては、法律において、たばこを吸える場所についての掲示義務があるが、禁煙、たばこを吸えないということについてはない。

#### ○三浦委員長

飲食店について他に御意見はないか。

旅館、ホテルについては、喫煙室を使用して分煙するということでもよろしかったか。また、これについては紙巻きたばここと加熱式たばこを同じように扱うことでもよろしいか。

#### ○浅利委員

よろしいと思う。

#### ○三浦委員長

意見に盛り込むということではないが、これから観光客を呼び込んでいくので、禁煙の部屋も増やしていけるよう、業界にお願いしたい。

次に、その他の施設、場所についてであるが、前回、スーパー、コンビニは敷地内禁煙で車の中くらいは仕方ないという御意見もあった。自主的に灰皿を撤去するコンビニも出てきている。長居する所ではないが、建物内禁煙は絶対に必要である。子どもさんのことも考えると敷地内禁煙という御意見もあった。コンビニに限らず、お店と考える

べきかどうか。絶対、敷地内禁煙が良いという御意見はあるか。

○田村委員

長居するわけではないので、敷地内禁煙でよいと考える。

○三浦委員長

今は中で飲食できる場所があるコンビニもある。

○田村委員

お店は困らないのではないかと。

○三浦委員長

コンビニはたばこ販売をしている。はっきりしたことではないが、たばこを売る場合は、必ず外に喫煙室をつくることも議論されている。そうすると、敷地内禁煙だが、喫煙室を設けても良いということもあり得る。

その他、運動施設、公園、遊園地、通学路、イベントの会場について、御意見のある方はいらっしゃるか。

観光地についてはいかがか。辻委員が以前観光地について御意見があったように思うがいかがか。

○辻委員

宿泊施設について、海外のホテルでは外に喫煙所があり、外で吸うことが徹底されているので、それはそれで良いと思う。早く日本も館内は禁煙にして、外では吸えるということが良いのではないかと考えている。

また、乗物、バス、タクシーについて、タクシーを利用する際、タクシー内は禁煙だが、運転手さんが喫煙される方の場合、においが染みついており、乗っている時間が苦痛である。冬であれば窓を開けると寒い、窓を少し開けて乗っているという状況である。運転手さんも一日中、車を運転されているので喫煙される方は大変だと思うが、お客様商売であり、乗っている時だけ吸わなければいいだろうということは、乗った時に不愉快である。

○三浦委員長

基本的には敷地内禁煙が望ましい、人が多く集まる場所は、原則建物内禁煙か。

次に未成年者について、東京都の条例に近づける形にするのか、子どもをたばこの煙から守るということは皆さん一致している。

親の意識の問題もあり、何らかの対応が必要である。車の中、家庭内でも特段の配慮が必要だとするか。そこに罰則は難しいとは思う。



### ○田村委員

罰則までいかなくとも、特段の配慮よりも、せめて強い言葉を入れることはできないか。現実問題、罰則は難しいかと思うが、親に対する教育的な意味も込めて、特段の配慮よりも強い言葉を入れた方が良いのではないか。子どもの見える場所では絶対に吸って欲しくないという思いである。原則禁止する。

特段の配慮という場合に誰が、誰に、ということも明確でないので、誰が誰に求めるのか。喫煙するすべての大人に対して、という意味であると考えている。

### ○三浦委員長

禁ずる、原則禁止する。という表現か。

### ○辻委員

子どもへの虐待に値するという表現ではないか。

### ○三浦委員長

未成年者については、そのような方向性を意見書の中に盛り込んでもらいたい。

次に規制が必要かどうかである。先ほどのアンケートでは罰則を設けないという回答が設けるという回答より若干多くなっていた。何か御意見はないか。

県が敷地内禁煙にした影響で、各市町村にも広がっている新聞報道もあった。柏崎委員に伺いたい、男鹿市はいかがか。

### ○柏崎委員

県の動向が気になっているようではある。庁内の関心も高まっているが、なかなか完全禁煙には踏み切れないだろうという状況である。職員としては、いずれはそうなるであろうという思いがあるようで、職員の意識が先行していくことがあると考える。

### ○三浦委員長

短い時間で成功するのはトップダウンである。

規制について他に御意見はないか。

### ○梅津委員

罰則はなかなか難しいかもしれない。

子どもたちはたばこについて勉強する機会があり、大人よりも勉強した子どもの方が知識がある状況もある。県民が受動喫煙の害、知識を学ぶ機会が、各年齢層であれば、とても良い。働く場所でも、例えば年に1回でも話を聞く機会があるなど、県民の皆さんに啓発する機会があれば良い。

### ○三浦委員長

対策全般のところである。

外国の観光客も増えると思うが、観光地全体ではどう扱うか。

### ○庄子委員

欧米の方は建物の中での禁煙に慣れている。今、県内に来ている観光客のほとんどはアジアから来ており、特に中華圏が多い。欧米に比べると分煙の意識も若干少ない。

海外のお客さんだけでなく、国内のお客さんも含め、全国レベルで国の規制と併せて、ここでは吸っていい、ここでは吸ってはいけないということが、当然のこととして理解されることが必要である。

ルールを決める方は良いが、理解されていないと矢面に立つのは従業員であり、無用なトラブルになる。例えば、シンガポールでポイ捨てをしたら捕まる、というように、当然のこととなるくらいに、海外、外国人に対する啓発が必要である。

旅館、ホテルとしても当然、法律に従っていく方向であるが、急にいきなり厳しくルールで締め付けるよりも、常識というか、どこに行ってもたばこが吸えないのは当然である、という方が良いのではないか。

### ○根田委員

青年会議所のメンバーは喫煙者が結構多い。会議はホテルで行うが、喫煙タイム、禁煙タイムを設けている。吸わない人にしてみれば迷惑であることもある。

会議の後の懇親会で、居酒屋に行くことがあるが、たばこを吸う人は吸いたいだろうと思うので、お互い気を遣いながら懇親会を行うことになる。分煙ではないので、会が終わると全部がたばこくさいという状況である。

JC メンバーは最近、加熱式たばこを吸う人が増えている。すごくクリーンで皆さんそうしてくれればと思っていたが、先ほど、加熱式たばこにも害があることを初めて聞いた。多分みんなそのことは知らず、クリーンで、迷惑をかけないと思って吸っていると思う。

健康被害があることをもっと県民、若い世代が知ることができるような PR をしていただきたい。それを知ること、禁煙する人も増えていくのではないか。加熱式たばこの種類も増えてきており、今後、加熱式たばこが主流になると思うので、それも害があると分かれば、考え方も変わるのではないか。何でも禁止ということも微妙である。吸う人も吸わない人も共存できるようになってほしい。

### ○三浦委員長

加熱式たばこも喫煙、受動喫煙の害がある。

9 ページ以降はどうか。言い残した御意見、修正を依頼する内容があるか。

事務局からは何かあるか。

#### ○事務局

9ページに記載の対策の方向性、推進、について、取り違いのないよう、ひとつひとつ御確認いただきたい。

#### ○三浦委員長

それでは、一つ一つ、確認してまいりたい。

御意見があればお願いしたい。

～ 9ページから10ページについて、委員長が読みながら確認～

この中で、飲食店の未成年者や従業員の受動喫煙を防止するための措置を講じることについて、未成年者の所は、先ほどもう少し強い表現が良いという御意見があった。

#### ○浅利委員

受動喫煙防止対策について、「県独自の規制等、対策の検討を行う必要がある」という部分がある。概ねいいと言えば良いが、先ほどからの議論を傾聴していると、一概に規制では問題の解決にならないのではないか。ここは、「県独自の規制、教育、指導」として、受動喫煙に対して色々と啓蒙していくという文言を検討してはいかがか。

一方的に規制という方向に走らずとも、規制となると守れない方が出てくることもある。お酒にしてもたばこにしても現代のストレスということもある。私どもの所にもお医者様もいらっしゃるが、たばこを吸われる方もいるなど、たくさん人がいるので、社会として啓蒙、教育していく必要がある。それがなければ進まないで、文言を追加していただきたい。

#### ○三浦委員長

正しい知識を得た上で、規制という良い御意見である。

他に御意見はないか。

この意見書については、今日の意見もふまえ、最終案を事務局でまとめ、委員の皆様にご覧いただき、目を通しただいた上で決定とすることによいか。

目を通しただき、御意見があれば事務局にメールやFAXでお寄せいただきたい。いただいた御意見については、委員長と事務局で調整させていただくということによろしいか。

—特に意見なし—

本日予定していた議題は終了とする。

以上